

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁 (受理官庁)

TO: The International Bureau of WIPO  34, Chemin des Colombettes 1211 Geneva 20 Switzerland
---

代理人 (代表者) に関する  
通知書

[PCT規則90、実施細則328]

出願人又は代理人の書類記号 P-2157-WO	発送日 (日. 月. 年) 31.03.2020
国際出願番号 PCT / JP2019 / 047271	国際出願日 (日. 月. 年) 03.12.2019
出願人 (氏名又は名称) JX金属株式会社	

<p>1. 受理官庁は、次の書類の受理を通知する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 委任状</p> <p><input type="checkbox"/> 解任書</p> <p><input type="checkbox"/> 辞任書</p> <p>2. この通知及び上記書類の写しを次の機関に送付する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 国際調査機関</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> PCT規則92の2. 1(a)(ii)の規定に基づき代理人又は共通の代表者の名義の変更の記録を要請する事務局</p>
---

受理官庁の名称及びあて名 日本国特許庁 (RO/JP) 郵便番号 100-8915 日本国東京都千代田区霞ヶ関三丁目4番3号 電話番号 03-3592-1308	権限のある職員  特許庁長官
--	----------------------

様式PCT/RO/123 (1992年7月)

06.03.2020

代理人選任届

特許庁長官 殿

1. 国際出願の表示 PCT/J P 2 0 1 9 / 0 4 7 2 7 1

2. 出願人

(出願人登録番号 5 0 2 3 6 2 7 5 8)

名称 J X金属株式会社

JX Nippon Mining & Metals Corporation

あて名 〒100-8164 日本国東京都千代田区大手町一丁目1番2号

1-2, Otemachi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 1008164, Japan

国籍 日本国 JAPAN

住所 日本国 JAPAN

3. 届出の内容

選任した代理人

(識別番号 1 1 0 0 0 2 3 3 2)

名称 特許業務法人綾船国際特許事務所

Ayafune International Patents & Trademarks patent professional corporation

あて名 〒104-0031 日本国東京都中央区京橋1丁目19番4号 T A F京橋ビル5 F

TAF Kyobashi Bldg. 5th Floor, 19-4, Kyobashi 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 1040031 Japan

電話番号 0 3 - 3 5 3 8 - 7 4 3 1

電子メールアドレス ayafune@ayafune.com

選任した代理人

(識別番号 1 0 0 1 2 7 1 3 3)

氏名 弁理士 小坂橋浩之

KOITABASHI Hiroyuki

あて名 〒104-0031 日本国東京都中央区京橋1丁目19番4号 T A F京橋ビル5 F

特許業務法人綾船国際特許事務所

Ayafune International Patents & Trademarks patent professional corporation

TAF Kyobashi Bldg. 5th Floor, 19-4, Kyobashi 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 1040031 Japan

電話番号 0 3 - 3 5 3 8 - 7 4 3 1

4. 代理人

(識別番号 110002332)

名称 特許業務法人綾船国際特許事務所



Ayafune International Patents & Trademarks patent professional corporation

あて名 〒104-0031 日本国東京都中央区京橋1丁目19番4号 TAF京橋ビル5F

TAF Kyobashi Bldg. 5th Floor, 19-4, Kyobashi 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 1040031 Japan

電話番号 03-3538-7431

5. 添付書類の目録

(1) 代理人の選任を証明する書面 1通

6. その他

国際事務局がこの電子メールアドレス (ayafune@ayafune.com) を利用してこの出願に関する通知の写しを事前送付することに同意する。

## 包括委任状

私(私ども)は、識別番号110002332、特許業務法人綾船国際特許事務所、及び識別番号100127133、弁理士 小坂橋 浩之氏を以って代理人として下記事項を委任します。

## 記

1. すべての特許出願、外国語書面出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標(防護標章)登録出願、防護標章に基づく権利の存続期間の更新登録出願、国際特許出願、国際実用新案登録出願、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の国際出願、国際出願による意匠登録出願、国際商標登録出願、並びに、意匠法及び商標法の国際登録出願に関する一切の手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ
2. すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更
3. すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更
4. すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更
5. すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願、又は防護標章登録出願への変更
6. すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願、又は防護標章登録出願への変更
7. すべての地域団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願、又は防護標章登録出願への変更
8. すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願、又は地域団体商標の商標登録出願への変更
9. すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ
10. すべての実用新案登録に基づく特許出願
11. すべての特許権、実用新案権、意匠権、国際登録を基礎とした意匠権、商標権、防護標章登録に基づく権利、及び国際登録に基づく商標権、並びにこれらに関する権利についての一切の手続、これらの権利の放棄、並びにこれらに関する請求の取下げ、申請の取下げ、及び申立ての取下げ
12. すべての商標権の存続期間の更新登録の申請、商標権の指定商品及び指定役務の書換登録の申請、及び国際登録の更新の申請
13. すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、意匠登録出願、国際出願による意匠登録出願、商標(防護標章)登録出願、防護標章に基づく権利の存続期間の延長登録出願、国際商標登録出願並びに商標権の指定商品及び指定役務の書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
14. すべての意匠登録出願、国際出願による意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、又は国際商標登録出願に関する補正の却下の決定に対する審判の請求及びその取下げ
15. すべての特許及び商標(防護標章)登録に対する登録異議の申立てに関する一切の手続
16. すべての特許権に関する訂正審判の請求及びその取下げ
17. すべての実用新案権に関する訂正
18. すべての他人の特許、特許権の存続期間の延長登録、実用新案登録、意匠登録、商標(防護標章)登録、及び指定商品及び指定役務の書換登録に対する無効審判の請求、特許異議の申し立て、登録異議申し立て並びにこれらの取り下げ
19. すべての特許、特許権の存続期間の延長登録、実用新案登録、意匠登録、商標(防護標章)登録、及び指定商品及び指定役務の書換登録に対する無効審判、特許異議の申し立て及び登録異議申し立てに関する一切の手続
20. すべての他人の商標(防護標章)登録に対する商標登録の取消の審判の請求及びこれらの取下げ
21. すべての特許出願の出願公開の請求
22. すべての特許出願に対する出願審査の請求、及び特許法施行規則第31条の3の規定による事情説明書の提出(平成5年改正前実用新案法施行規則において準用する場合を含む。)
23. すべての実用新案登録出願及び実用新案登録に関する実用新案技術評価の請求
24. すべての他人の出願に対する特許法施行規則第13条の2の規定に基づき、刊行物、書類その他を提出することによる情報の提供、及び実用新案法施行規則第22条の規定に基づき、刊行物、書類その他を提出することによる情

- 報の提供、商標法施行規則第19条の規定に基づき、刊行物、書類その他を提出することによる情報の提供
25. すべての他人の特許に対する特許法施行規則第13条の3の規定に基づき、刊行物、書類その他を提出することによる情報の提供、及び実用新案登録に対する実用新案法施行規則第22条の2の規定に基づき、刊行物、書類その他を提出することによる情報の提供
  26. すべての特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人、商標登録出願人、団体商標登録出願の出願人、地域団体商標登録出願の出願人、防護標章登録出願の出願人、又は国際出願の出願人、並びに国際登録の名義人の氏名若しくは名称、住所若しくは居所、又は印鑑の変更に關する一切の手續
  27. すべての特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人、商標登録出願人、団体商標登録出願の出願人、地域団体商標登録出願の出願人、防護標章登録出願の出願人、又は国際出願の出願人、並びに国際登録の名義人の名義変更に対する一切の手續
  28. すべての特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、防護標章登録に基づく権利の権利者、又は国際登録に基づく商標権の権利者の氏名若しくは名称、住所若しくは居所、又は印鑑の変更に關する一切の手續
  29. すべての特許権、実用新案権、意匠権、商標権、防護標章登録に基づく権利、又は国際登録に基づく商標権の移転に關する一切の手續
  30. すべての特許出願、実用新案登録出願、及び意匠権について設定する仮専用実施権に対する一切の手續
  31. すべての特許権、実用新案権、及び意匠権について設定する専用実施権、及び商標権について設定する専用使用権に対する一切の手續
  32. すべての特許権、実用新案権、及び意匠権、並びにこれらの権利に基づく専用実施権について許諾する通常実施権、並びに商標権、及び商標権に基づく専用使用権について許諾する通常使用権に対する一切の手續
  33. 識別番号に対する氏名（名称）変更又は住所変更に関する一切の手續
  34. 上記の1～33に記載の事項に対する行政不服審査法に基づく様々な手續
  35. 上記の1～34の手續に関する復代理人の選任及び解任

2020年 2月 6日

住所（居所） 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

氏名（名称） JX金属株式会社

代表者 村山 誠一

